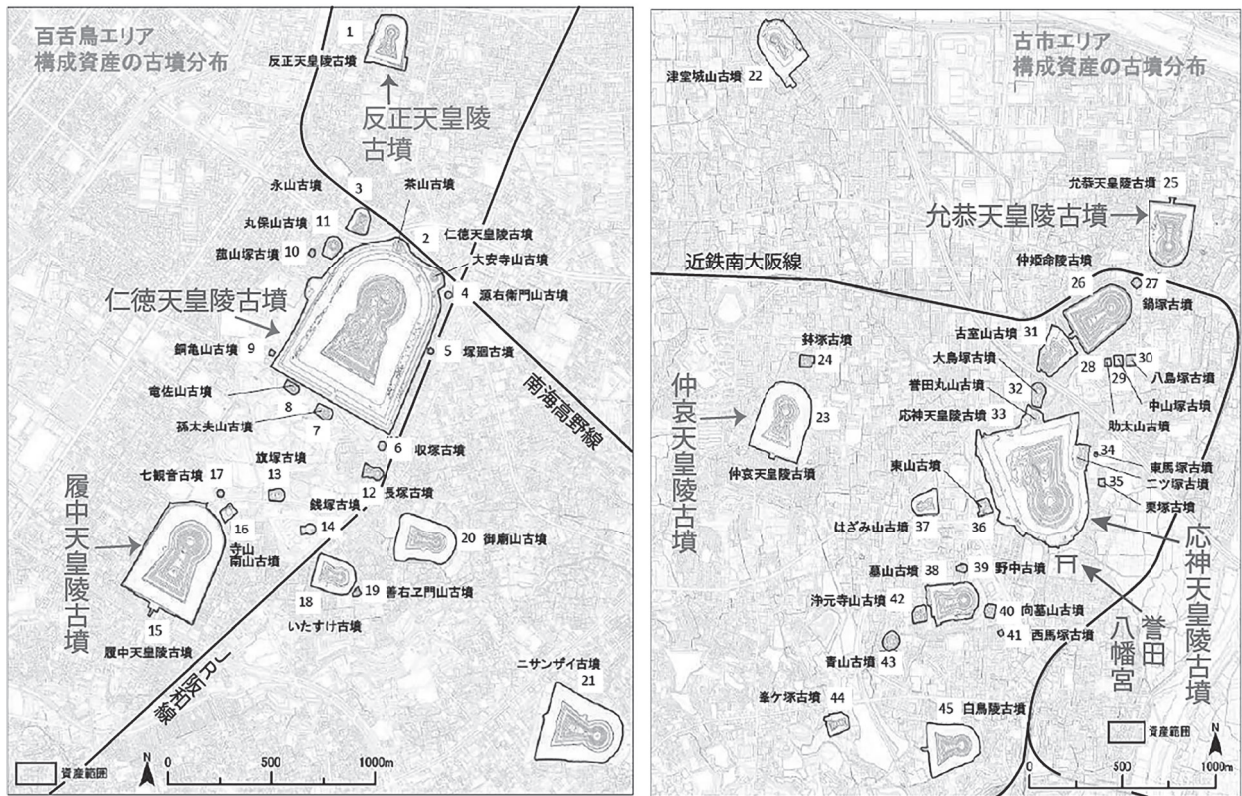


世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の天皇陵古墳に 付与された「聖域」としての意味 —宮内庁、皇室、神社関係者の視点を中心にして—

藤村 健一

I. はじめに

百舌鳥・古市古墳群は、大阪府堺市の百舌鳥古墳群と藤井寺市・羽曳野市にまたがる古市古墳群の総称である。2017年、百舌鳥・古市古墳群に含まれる45件49基の古墳（第1図）が政府の文化審議会によって世界遺産（文化遺産）の推薦候補に選ばれた。そして2019年7月6日、ユネスコの世界遺産委員会により「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」として正式に登録された。



第1図 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」の構成資産の分布

文化庁「『百舌鳥・古市古墳群』の世界遺産一覧表への記載決定について」(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2019/07/06/a1418407_01.pdf)より作成。

世界遺産はしばしば観光資源として注目されるが、今回登録された同古墳群には、仲哀、応神、仁徳、履中、反正、允恭の各天皇陵古墳（計6基）が含まれる。このうち堺市の仁徳天皇陵古墳¹⁾は国内最大、羽曳野市の応神天皇陵古墳は国内2番目の規模の古墳である。天皇陵は現在も皇室の祭祀

が行われている場所であり、宮内庁の管理下にあつて、一般の立ち入りが禁じられている。それゆえ、一種の「聖域」であるといえよう²⁾。しかしこれらも古墳である以上、文化財としての性格も帯びている。

かつて筆者は、京都の拝観寺院（観光寺院）の性格について地理学の立場から報告した³⁾。これらの寺院に対しては、主に宗教空間、観光施設、文化財（文化遺産）という3種類の意味が付与されている。これらは互いに異なる立場から意味づけられており、対立する可能性をはらんでいる。1980年代の古都税紛争はこのことが一因であったと考えられる。この紛争では、京都市が拝観寺院を文化財と捉え、拝観者に「古都保存協力税」を課税しようとしたことに対し、拝観寺院を宗教空間と捉える寺院が反対し、京都仏教会を中心に拝観停止などの抵抗活動を行った。

天皇陵古墳に対しても、様々な立場から異なる意味づけがなされており、そのことで葛藤が生じる可能性がある。そこで本稿では、世界遺産となった百舌鳥・古市古墳群の天皇陵古墳に付与された様々な意味について整理したうえで、その一つである「聖域」としての意味に焦点を当て、こうした意味を付与している宮内庁や皇室、神社関係者の言行を分析し、その意味づけを考察する。資料として各種文献やウェブサイト、新聞記事、公文書、関係者への聞き取りや祭礼・イベントへの参与観察の結果などを用いる。

日本の世界文化遺産には宗教関連の物件が多い。世界遺産登録を目指している物件の中にも、宗教関連のものが多数存在する。しかし、宗教空間に対して文化財や文化遺産としての意味づけがなされることには、反発も予想される。京都の拝観寺院には世界遺産「古都京都の文化財」（1994年登録）に含まれるものが多いが、これらは世界遺産として強調されることが比較的少なかったため、拙稿では世界遺産としての側面について詳述しなかった⁴⁾。しかし地理学では、日本国内の宗教施設や霊場の世界遺産登録に向けた活動の中で、対立や摩擦などの問題が生じていないか検証した事例研究が幾つか存在する。

新林智典は、四国遍路の世界遺産登録に向けた取り組みの中で、文化景観としての四国遍路が多様な主体間でいかに意味づけられ、解釈されているかを分析した⁵⁾。新林は、四国遍路のお接待文化やその精神を強調する僧侶や市民団体と、四国遍路の物的な歴史的継承性の中に「顕著な普遍的価値」を再構築しようとする行政との間に、意味づけの相違があったと指摘する。しかし、こうした相違が行政と市民団体との間に齟齬や論争を生んでいる事実は確認できなかったという。

また松井圭介は、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録に関わったアクターの言説を分析した⁶⁾。これは当初、「長崎の教会群」として登録が目指されていたが、上位のアクターの意向により方針が転換され、「潜伏キリシタン関連遺産」として推薦されることになった。これにより登録には成功したが、「潜伏キリシタン関連遺産」では大浦天主堂を除けば教会は主役ではなかった。このことは一部の教会関係者に大きな落胆をもたらしたものの、世界遺産登録を実現するための巧みな戦略として、ローカルアクターたちにも受け入れられた。世界遺産登録に対して彼らの中で積極的に反対する動きはなく、上位のアクターとは緩やかな「共犯関係」（登録を目指す同志の関係）にあると松井は考察している。

このように日本では、宗教空間が世界遺産として扱われることに違和感を抱いたり、その扱われ方に不満を持ったりする人が存在しても、それが明白な対立として表面化することは少ないようである。「聖域」である天皇陵古墳の世界遺産登録に際して、対立や葛藤などが生じていないか、検証していく必要がある。

II. 百舌鳥・古市古墳群の天皇陵古墳に付与された意味の整理

京都の拝観寺院に対して付与された意味は、概ね「観光施設」、「宗教空間」、「文化財」の3つに整理できる。これらを観光施設と捉えているのは、主として観光客や観光産業の従事者である。これらを宗教空間と捉えているのは、僧侶や信者のように仏教信仰を有する人々が中心である。行政の関係者は、これらを主に文化財として扱っている。おそらくこうした構図は、国内の他地域の拝観寺院にもある程度当てはめることができるであろう。拝観寺院を宗教空間と捉える人々は、これが単なる観光対象とみられることに抵抗がある。文化財とみなされることに抵抗を覚えることもある。先述のとおり、古都税紛争は拝観寺院を宗教空間とみなす寺院側と文化財とみなす市側との対立が根底にあった。観光施設、宗教空間、文化財という3つの意味は常に対立する訳ではないが、対立の可能性をはらんでいるといえよう。

同様の構図を天皇陵古墳にも当てはめ、百舌鳥・古市古墳群の天皇陵古墳に付与された意味を整理してみたい。これらの意味は概ね「地域や国の誇りである世界遺産」、「観光地」、「聖域」、「文化財」の4種類に整理することができる。これら4つの意味の概要については別稿で説明したが⁷⁾、本稿でも簡潔に述べておきたい。

百舌鳥・古市古墳群に「世界遺産」としての意味を付与した主体は、いうまでもなくユネスコである。しかし実際には、地元自治体である大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市が世界遺産登録の原動力であり、推進運動の主体となった。これらの自治体は、百舌鳥・古市古墳群が世界に誇る文化遺産であり、地域のアイデンティティの拠り所や地域活性化の資源になりうると主張する。また、政府で世界遺産関連の業務を所管する文化庁は、百舌鳥・古市古墳群を我が国が誇る文化遺産と位置づけている。これらの自治体や文化庁では、世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群の観光地や文化財としての価値や利用については強調していない。

しかし世界遺産登録に伴い、観光地や観光資源としての価値は高まる。観光業界や地元の商業施設では、世界遺産にちなんだサービスや商品が開発されており、観光資源としての活用が図られている。

天皇陵は京都の拝観寺院とは異なり、宗教団体がその信仰に基づいて管理しているものではなく、その意味で宗教空間とは言い難い。天皇陵は現在、宮内庁の管理下にあつて、皇室の祖先の墓として現在も祭祀が行われている。祭祀の場としての静安を守るため、一般の立ち入りが禁止されている⁸⁾。したがって、祭祀の場ないし聖域とみなすことができる。

天皇陵を含む陵墓は、宮内庁の管理下にあるので、文化財保護法に基づく文化財指定はなされず、文化財行政の対象にはならない。天皇陵古墳を文化財とみなしている主体は、行政というよりも、(考古学を含む)歴史学の研究者である。

これら4つの意味は、京都の拝観寺院に対して付与された3つの意味と重複するものもあるが、異なる点もある。著名な拝観寺院では多くの建造物や仏像が政府(文化庁)により文化財に指定されているが、天皇陵古墳はそうではない。天皇陵古墳を「聖域」として管理しているのは民間団体(宗教法人)ではなく政府(宮内庁)であり、その祭祀は皇室が行っている。

次に、これら4種類の意味がどのように語られているのか、より詳しく見ていきたい。紙幅の都合上、4つすべてを詳しく論じることはできないが、本稿ではその手始めとして、「聖域」としての意味に焦点を当て、天皇陵古墳を「聖域」として捉えている人々の考え方を探る。こうした見方を

しているのは主に宮内庁や皇室、神社関係者、皇室崇敬者、天皇陵巡拝者だが、本稿では紙幅の関係で、宮内庁や皇室、神社関係者について主に取り上げる。天皇陵古墳が「地域や国の誇りである世界遺産」や「観光地」、「文化財」として扱われることに対して、彼らがどのように感じているかも検討したい。

古墳に関して最も研究の蓄積が厚い分野は、いうまでもなく歴史学（考古学）である。歴史学界では天皇陵古墳は、基本的には他の古墳と同様に文化財として捉えられている。呼称についても同様であり、被葬者名ではなく地名や地域での呼称を古墳名の基準とする考古学の原則に従って、仁徳天皇陵古墳は「大山古墳」・「大仙古墳」・「大仙陵古墳」、応神天皇陵古墳は「誉田御廟山古墳」・「誉田山古墳」などと呼ばれる。

歴史学界では第二次世界大戦後、陵墓への立ち入り調査や公開を求める陵墓公開運動が展開され、宮内庁と対峙する関係が続いてきた。現在、宮内庁は学界の求めに応じ、陵墓の古墳の墳丘最下段への研究者の立ち入りを認めているが、歴史学界にはさらなる公開を求める声がある。学界では宮内庁による天皇陵の治定の妥当性も疑問視されており、世界遺産の構成資産名に「仁徳天皇陵古墳」のような被葬者（天皇）名を冠した呼称が使われたことも批判を呼んでいる⁹⁾。

陵墓問題について多数の論考を有する高木博志は、天皇陵古墳はあくまでも文化財であると主張し、これを文化財保護法の対象としたうえで、その調査や公開を認めるよう求めている¹⁰⁾。高木は、泉涌寺の近世の陵墓群や明治天皇陵などは「御霊の宿る」天皇家の祖先の墓といえるが、すでに「歴史化」し治定の誤った巨大古墳群も「御霊の宿る」聖域とみなして文化財として扱わないのは疑問であると述べている¹¹⁾。しかし信仰者の立場からすれば、遠い祖先の墓だから信仰対象としての価値が乏しいとは限らない。もとより、信仰は科学的根拠に基づいてなされる訳ではない。信仰の妥当性は信仰者自身が判断すべきものではないだろうか。

外池昇は、神道界の専門紙である『神社新報』の昭和戦後期の記事をとおして、天皇陵古墳を聖域視する立場から発掘や立ち入り調査に反対する神道界の論調を考察した¹²⁾。外池は高木とは異なり、天皇陵を聖域視する人々の心情にも一定の理解を示している。その一方で、外池は陵墓が祭祀対象であることが学術研究の妨げになってはならないと述べ、「学術的な営みと祭祀とは必ずや両立できる筈」だと主張している¹³⁾。ただし両立可能だという論拠は示していない。

山田邦和は、寺院の本尊に対しては礼を尽くしたうえで学術的調査が普通に行われているので、天皇陵の場合も一定のルールに基づいて立ち入りを認めることは信仰と両立すると述べている¹⁴⁾。ただ、肝心なのは天皇陵古墳を聖域とみなしている人々がこうした歴史学の主張をどこまで理解するかという点である。歴史学界が単に調査の学術的意義を強調するだけでは、理解は進まないであろう。まずはこうした人々の考え方を率直に理解しようとするのが大切である。そこでまず次章にて、天皇陵の管理や祭祀を行っている宮内庁や皇室の立場についてみていこう。

III. 天皇陵古墳に対する宮内庁と皇室の見方

1. 宮内庁の管理と皇室の祭祀

政府は2019年、津村啓介衆議院議員（国民民主党（当時））による質問主意書に対する答弁書の中で、天皇陵を含む陵墓について、「現に皇室において祭祀が継続して行われ、皇室と国民の追慕尊崇

の対象となっていることから、静安と尊厳の保持が最も重要である」と説明し、これが「陵墓の本義」であるとしている¹⁵⁾。天皇陵を含む陵墓を管理しているのは、宮内庁の書陵部陵墓課と各地の陵墓管区事務所である。後者は現地での陵墓の日常的な管理にあたっている。日常的な陵墓管理の範囲で陵墓での祭祀にも携わるが、祭祀の主体ではない。その主体となっているのは掌典職である。掌典は宮内庁に属さず天皇に直接仕える内廷職員であり、公務員ではない¹⁶⁾。

天皇陵には、祭祀空間として様々な構築物が備えられている。その一つが拝所である。拝所には一般拝所のほか、立ち入りが制限される特別拝所や御拝所がある。御拝所は天皇・皇后以外は参入できない。石灯籠と鳥居も通常、天皇陵に設けられる。仁徳天皇陵の場合、これらは御拝所に建立されている¹⁷⁾。

天皇陵で行われる祭祀には、式年祭、正辰祭、山陵例祭がある。このうち山陵例祭が行われるのは一部の天皇陵に限られており、百舌鳥・古市古墳群の天皇陵は対象外である。式年祭とはいわば年忌である。崩御から100年以上を経た天皇の山陵においては、崩御の年から数えて100年おきに、永久に式年祭が行われ続ける。正辰祭はいわば祥月命日であり、毎年、崩御の日（日付が不明な場合は春季または秋季の皇霊祭の日かその前後の日）に天皇陵で行われる。ただ、規模は式年祭のほうが大きく、より重要であると考えられる。式年祭は同時に皇居の皇霊殿でも行われる¹⁸⁾。

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」に含まれる6つの天皇陵のうち5つでは、1999年以降に式年祭が行われている。これらについては、筆者が情報公開請求によって入手した宮内庁の文書や、『神社新報』の記事から概要を知ることができた。これらの式年祭には、いずれも勅使（掌典）が参向している。また皇族や、祀られている天皇と縁のある神社の神職の参列も、多くの式年祭で確認できる（第1表）。なお、式年祭にあたって天皇・皇后がみずから天皇陵を参拝することもある。履中天皇陵（堺市）で式年祭が行われた4か月後の2005年8月23日、当時の天皇・皇后（現在の上皇・上皇后）が近畿地方への行幸啓の際に同天皇陵を訪れ、それぞれ玉串を奉り拝礼している¹⁹⁾。

第1表 百舌鳥・古市古墳群の天皇陵における式年祭（1999年以降）

年月日	天皇陵	式年祭	勅使の参向	皇族の参列	神職の参列
1999年2月8日	仁徳	千六百年	○	○	○
2000年3月8日	仲哀	千八百年	○	○	×
2005年4月30日	履中	千六百年	○	○	○
2010年2月13日	反正	千六百年	○	×	○
2010年4月1日	応神	千七百年	○	○	○

×印は、宮内庁文書や『神社新報』記事で参列が確認できなかったもの。

ここでは、2010年4月1日に応神天皇陵で行われた千七百年式年祭の概要を、宮内庁文書²⁰⁾や『神社新報』記事²¹⁾をもとに紹介する。この式年祭には勅使が参向したほか、寛仁親王や掌典、宮内庁管理部長・式部官・古市陵墓管区事務所長などの宮内庁職員、羽曳野市の市長・市議会議長ら自治体関係者、石清水八幡宮禰宜・誉田八幡宮宮司・百舌鳥八幡宮宮司ら神社関係者が参列した。勅使や各参列者は開始前にあらかじめ手水を行った。祭典は午前10時に始まった。まず神饌が供せられ、ついで掌典が祝詞を奏上し、幣物を奉奠した。さらに勅使が拝礼して玉串を奉奠し、祭文を奏上した。その後で寛仁親王が拝礼し、続いてその他の参列者が拝礼した。このように、祭典は神道の形式で行われた。ほかの4つの天皇陵で行われた式年祭の形式も概ね同様である。

応神天皇陵での式年祭に複数の八幡宮の神職が参列しているのは、八幡大神が応神天皇の神霊とみなされていることが背景にある。全国八幡宮連合は、この式年祭と同日に遙拝・祭典を斎行するよう加盟神社に呼びかけた²²⁾。とりわけ誉田八幡宮は境内地が応神天皇陵に隣接し（第1図）、応神天皇を主祭神としており、応神天皇陵と関わりが深い。毎年9月の誉田八幡宮の秋季大祭では、神社の神輿が境内から、普段は閉ざされている応神天皇陵の域内に入り、堤上まで進む「渡御」が行われている。渡御の際には、神輿に続いて神職や大勢の一般参詣者も陵内に立ち入る。参詣者は陵内に入る前に、神社境内で神輿の下をくぐることを求められる（第2図）。



第2図 誉田八幡宮秋季大祭で神輿の下をくぐる参詣者
2018年9月15日筆者撮影。

こうした天皇陵古墳の管理や祭祀、地元の神社との関係については、ユネスコの諮問機関であるイコモスも認識しており、2019年に世界遺産への登録を勧告した評価書では次のように説明している。「推薦された古墳の幾つかは「陵墓」（皇室の祖先の墓）と呼ばれ、宮内庁が管理している。」「すべての古墳は聖なる場所とみなされており、とりわけ陵墓に関しては、これを尊重する雰囲気や環境が重視されている。」「正辰祭・式年祭などの儀礼が皇室により行われている。多くの陵墓には、祭祀のための施設（鳥居、灯籠、石垣、手水舎を含む）がある。コミュニティーのボランティアが、古墳の手入れや、応神天皇陵古墳に係る応神天皇の秋季大祭のような、地域コミュニティーの祭りに関わっている。こうした祭りの歴史的起源は大変古い。」「宮内庁による伝統的な慣習・管理により、陵墓への一般市民の立ち入りは認められていない。通例、陵墓に立ち入るのは皇族や彼らのスタッフ（必要な場合は文化遺産の専門家や公務員も）のみである。」²³⁾

2. 宮内庁と皇室の考え方

ところで、考古学者の森浩一は、1970～71年頃に当時の宮内庁京都事務所長が、もし天皇陵の治定が間違っていたとしても、すでに百年間は天皇陵としてお祭りしているので、魂はこっちに来ていると発言したと述べている²⁴⁾。森のほかにも、多くの歴史学者（考古学者）や新聞記者が、祭祀を行った場所に天皇の霊魂が移るという趣旨の宮内庁関係者の発言を紹介している²⁵⁾。こうした論理

に立てば、仮に天皇陵の治定が誤っていても祭祀の面では問題ないということになる。しかし2010年、陵墓課陵墓調査官の福尾正彦は日本経済新聞記者によるインタビューの中で「宮内庁には「もし指定が誤っていても、祭祀を執り行っているところに御霊が移ってくる」との考え方があると聞く。本当か。」という質問に対し「そんな考え方はしていません。研究者が著した本にそう書いてあるため調べたことがあります。本当にそんな発言があったのか、確認できませんでした」と答えている²⁶⁾。

前出の政府答弁書には「陵墓の治定を覆すに足る陵誌銘等の確実な資料が発見されない限り、現在の陵墓の治定を見直すことは考えていない」とある。このように宮内庁は治定の見直しに極めて消極的だが、これには陵墓が祭祀の場であることも関係している。1988年の国会では宮内庁書陵部長が「陵墓が治定されてから祭祀が連綿と、今まで数百年ないし千年続いてきているわけですので、そういう時の経過の積み重ねられた精神的な意義というものは皇室としては大変大事にしなければいけないことだろうと思いますので、これらの点からそう簡単に陵墓の治定を改定するということは考えてない」²⁷⁾と答弁している。ただし、宮内庁はこれまでの国会答弁で、陵墓の古墳には文化遺産や文化財としての側面もあることを認めている²⁸⁾。また、陵墓課に所属する陵墓調査官や首席研究官、陵墓調査室職員は、いずれも「考古学等の知見」を有し、陵墓の調査・考証等に従事している²⁹⁾。

しかし、宮内庁職員が陵墓の来訪者に参拝を促すこともある。例えば、1985年に奈良県の佐紀陵山古墳（日葉酢媛命陵）で行われた陵墓限定公開では、畝傍陵墓監区の責任者が参加した歴史学者に正面拜所で「参加者はここへならんで参拝してください」と呼びかけ、参加者から「思想・信条の自由に抵触する」という反発が起きた³⁰⁾。また陵墓調査官の徳田誠志は、2019年のシンポジウムにて、仁徳天皇陵古墳を訪れる観光客には「まず参拝して、それから大きさを体感していただきたい」と発言している³¹⁾。先述のように、厳密に言えば陵墓における祭祀の主体は掌典職であり、宮内庁（陵墓課、陵墓監区事務所）ではない。しかし、これらの事例からは宮内庁が、陵墓が単なる文化財や観光地として扱われるのを望んでいないことが伺える。福尾は前出のインタビューの中で「昔は陵墓に立ち入る際、事前に魂を抜いて鳥と同様になる儀式を行ったそうだが。」という記者の問いに対し、「戦前は背中に羽根をつけ、カラスの格好をしたそうです。現在は立ち入る前に拝礼はしますが、儀式や仮装まではしません。ただ心の中では同様のことを行っています」と答えている。

ここまで、宮内庁の活動や考え方を中心に述べてきたが、天皇陵の祭祀の主体はあくまでも皇室である。それでは、天皇・皇族は天皇陵についてどのように考えているのだろうか？今上天皇は皇太子時代の1990年2月の記者会見において、「歴代天皇陵墓の学術調査を望む声がありますが、歴史学者でもある殿下のお考えをお聞かせ下さい。」との質問に対して、次のとおり答えている。

「皇室の御祖先の霊をお祀りすることが大切であるということは、小さいときから両親より教えられてきました。現に陵では祭祀がおこなわれています。陵墓の公開問題は宮内庁から皇室の祖先をおまつりする場所として御陵の尊厳と静安を尊重したうえで、おまつりがおこなわれる立場が崩されない限りにおいて研究に協力するといった趣旨の見解が出ています。歴史を研究する一人の人間ではありますが、その前に皇族として宮内庁の見解に加えることはありません。」³²⁾

3. 世界遺産登録に対する宮内庁の姿勢

それでは、宮内庁は百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に対してどのような姿勢をとったのだら

うか。2017年の国会では宮内庁次長が、百舌鳥・古市古墳群の天皇陵古墳が世界遺産候補に挙げられたことに関して、地元自治体が天皇陵の「静安と尊厳が損なわれないよう」努力し、「宮内庁の従来の維持管理方法、管理体制の変更は要しないとしている」と聞いている」と答弁した³³⁾。

2018年、宮内庁は資産の保存管理や周辺環境の保全に関して、地元自治体と連絡調整や協議を行う「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会」に参加した³⁴⁾。同年に政府がユネスコに提出した登録推薦書には、「陵墓は〔中略〕皇室による祭祀が現に行われている場であり〔中略〕今後も静安と尊厳の保持を最も大切なこととして管理を行う」と明記された³⁵⁾。

イコモスは2019年5月、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産への登録をユネスコに勧告したが、その評価書の中で現在の宮内庁による管理のあり方を高く評価している³⁶⁾。イコモスは勧告に先立ち、2018年9月に百舌鳥・古市古墳群の45件49基の古墳に対する現地視察を実施した³⁷⁾。イコモスは人の手を極力加えないのが望ましいという考え方であり、陵墓を訪れたイコモスの委員は、宮内庁が市民の立ち入りを制限し、厳粛に管理する姿を高く評価したという³⁸⁾。

ユネスコはイコモスからの勧告に従い、2019年7月、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を決定した。これを受け、宮内庁は坂井孝行書陵部長の談話を発表した。この中では登録を寿ぎつつ、「宮内庁としては、皇室御祖先のお墓としてその「静安と尊厳」が損なわれないことを前提に、今後とも陵墓を含む世界文化遺産の保全に向けて必要な協力を行ってまいる所存です」としている³⁹⁾。

津村は前出の質問主意書の中で、世界遺産登録を機に、陵墓への研究者の立ち入りを認め、部分的に公開し観光資源として活用していくべきではないかと問うた⁴⁰⁾。これに対して政府は、静安と尊厳を守るため、陵墓への立ち入りについては、管理上必要な場合を除いて厳に慎むべきであり、参道や一般拝所を除き、一般来訪者の立ち入りを認めることは考えていないと答弁している⁴¹⁾。

このように、宮内庁は天皇陵の従来の管理・祭祀のあり方が変更されないことを前提にして世界遺産登録を容認し、これに協力した。結果としてイコモスやユネスコがこれらの変更を求めることなく登録に至ったので、おおよそ宮内庁の目論見どおりに事が進んだといえよう。しかし、当初は世界遺産登録に前向きではなかったようである。報道によれば、堺市役所で仁徳天皇陵古墳の世界遺産登録の話が持ち上がったのは2003年頃だが、宮内庁は「大勢の観光客が訪れる世界遺産はいかなものか」「観光客が増えれば静謐が乱される」といった理由で登録に消極的だった。しかし市の担当者が宮内庁側と面会を重ねる中で、地元の熱意が伝わり、2015年までの間に宮内庁が姿勢を軟化させて、同庁から「できる範囲で協力する」との約束を得られたのだという⁴²⁾。

2017年に閣議決定された『観光立国推進基本計画』は、文化財の観光利用に加えて、「皇室関連施設〔中略〕についても、観光資源としての価値のあるものについて、積極的に公開を行う」ことをうたっている。また、「世界遺産への文化遺産の登録は〔中略〕インバウンドを推進する上でも意義深い」としている⁴³⁾。こうした政府全体の方針と比較して、天皇陵古墳の世界遺産登録に対する宮内庁の姿勢はかなり慎重であり、これを観光資源として活用しようという姿勢は依然としてみられない。

IV. 天皇陵古墳に対する神社関係者の見方

1. 天皇陵古墳に関する神社本庁の見解と神道界の声

天皇陵は宮内庁が管理し皇室の祭祀が行われる場所だが、民間にもこれを聖域とみなして崇敬する人々が存在する。その代表格が、神社本庁を中心とした神道界の人々である。宗教学者の島藺進は「神社本庁という教団組織においては、天皇崇敬、皇室崇敬および伊勢神宮崇敬がきわめて重い地位を占め、信念体系の基軸となっている」と指摘する⁴⁴⁾。実際、「神社本庁憲章」第三条には「神社本庁は、敬神尊皇の教学を興し、その実践綱領を掲げて、神職の養成、研修、及び氏子・崇敬者の教化育成に当る。」と書かれている⁴⁵⁾。それゆえ、皇室の祭祀が行われる天皇陵は、彼らにとっても神聖な場である。

1949年、仁徳天皇陵古墳の発掘計画が持ち上がった際には、神社本庁はここが現に祭祀が行われる場であり、エジプトのピラミッドのような遺跡ではないことを理由に反対意見を表明した。『神社新報』もこうした立場から発掘に反対する論陣を張った。1972年の高松塚古墳発掘を機に陵墓の発掘や学術調査を求める声が上がった際も、神社本庁や『神社新報』は同様の理由で反対している。以上の動向については外池⁴⁶⁾が詳細に分析しているので、これに譲りたい。

近年、神社本庁は天皇陵をめぐる問題について特に声明を出していないが、『神社新報』には研究者による陵墓の立ち入り調査に対して批判的な論調がしばしば掲載されている。2007年、宮内庁は研究者に陵墓の古墳への立ち入りを認める範囲を、従来の外周部から墳丘最下段上面のテラスにまで拡大した。同紙はこれについて1面トップで大きく報じ、「[学問を理由に、祭祀の場たる陵墓の静謐と安寧を乱されることのないよう、今後も陵墓発掘に向けての動きを注視していきたい]との声が多く聞かれる」と記している⁴⁷⁾。同紙は次号の「論説」(社説に相当)でも本件を取り上げた。この中で「祈りと感謝の文化を継承している陵墓と、ピラミッドや秦の始皇帝陵などを同一視することはできない。陵墓を単なる好奇の対象とすることは許されない」と述べ、宮内庁に対し「引き続き「皇霊の静謐と安寧」を厳守して対応」することを求めている⁴⁸⁾。2008年には、堺市が百舌鳥古墳群に含まれる百舌鳥陵墓参考地(御廟山古墳)の周濠部分(宮内庁の管理域外)を発掘調査し、一般市民に公開した。これには延べ6千人余りの見学者が訪れたが、同紙は「守られるべき陵墓の静謐さの視点から疑問視する声も上がっている」と批判的に報じている⁴⁹⁾。

『神社新報』は2006年の論説記事の中で、歴史学界の陵墓公開運動を次のように批判している。「戦後、陵墓の公開・調査がしばしば議論となり、神社本庁はその都度、学術調査の美名に隠れた反皇室思想を指摘し、祭祀の場たる陵墓の尊厳保持を訴えてきた。[中略]公開要求側は[中略]陵墓域内への立入(敢えて「発掘」を前面に出していない)を執拗に求め続けている。[中略]仁徳天皇陵を世界文化遺産に登録することも公開の手段として有効とするなど、さまざまな手段を講ぜんとしている。」⁵⁰⁾

この記事では、歴史学界が求める陵墓の治定の見直しにも、次のとおり反対している。「幕末明治の調査に多くを負って治定された陵墓と、その後の考古学的成果との齟齬もしばしば指摘されるところである。現代の研究水準から治定の矛盾を指摘することはたやすい。しかし、水戸光圀、松下見林、蒲生君平、伴林光平等、山陵の考証と復古に熱誠を捧げ、身命を擲った数多くの人々によって現在の陵墓の姿はある。その古人の辛苦を無視し、天皇制イデオロギーの装置としてしか見ぬ人々に陵墓を云々されることは不快極まりない。また、考古学界には、宮内庁が学術成果を取り入れず、

陵墓地を見直そうとしないことに対して「そういうことをやる用意と能力がまったくありませんというのであれば、それじゃあ、学者たちに自由に墳丘内の観察ぐらい、やらせるのは当たり前です」(森浩一同志社大学名誉教授)との意見もあるが、宮内庁側としても、こうした放言を許さないような体制の整備が必要ではあるまいか。」

『神社新報』の読者投稿欄には、陵墓への調査目的の立ち入りや発掘を危ぶむ声が掲載されている。例えば玉崎神社(千葉県)の神原靖夫宮司は2000年に奈良県の陵墓に参拝したが、その後で同県の小立古墳が発掘されたことを知って憤慨し、考古学を批判する投稿を行った。この中で神原は「墳墓は、少なくとも「人」を葬った墓所である。それを暴く(あばく)―彼らは「発く」と書くであろうが―とは腹立たしい限りである。〔中略〕それが天皇陵であるかないかは別として、慎みの態度が必要ではなかろうか」と述べている⁵¹⁾。2007年には、宮内庁が研究者に明治天皇陵と神后皇后陵への立ち入り調査を許可したことに対し、住吉神社(山口県)の大司満邦宮司が「調査の名のもとに順次発掘へと広がっていく」ことを危惧する一文を投稿している⁵²⁾。

神道政治連盟国会議員懇談会の副幹事長を務める山谷えり子参議院議員(自由民主党)は、宮内庁が2011年に応神天皇陵古墳への研究者の立ち入りを許可したことを危惧し、宮内庁の姿勢などに関する質問主意書を提出した⁵³⁾。神道政治連盟は神社本庁を母体として設立され、これと一体性をもつとされる政治団体である⁵⁴⁾。山谷は2004年以来、神道政治連盟の推薦を受けて参議院議員選挙の比例代表に3期連続で当選しており、同懇談会に所属する国会議員⁵⁵⁾の中でもとりわけ神道界と密接な関係にある。

2. 天皇陵古墳の世界遺産登録に関する神道界の意見と神社本庁の見解

神道界では、天皇陵古墳の世界遺産登録を警戒する意見が存在した。例えば山谷は、2008年の国会で仁徳天皇陵古墳の世界遺産登録に関する質問を行った。この中で山谷は「仁徳天皇陵は単なる文化財、遺跡、観光地ではございません。今日においても祭祀の継承を通じて、生きている祭場、生きた陵墓でございます」と主張し、イコモスが発掘調査をしろと言った場合には申請を取り下げるとかとの問いただした。これに対して文化庁文化財部長は、ユネスコやイコモス等の審査が「陵墓の特性を尊重して行われる」という確認を行っていきたい答弁した⁵⁶⁾。

この国会質疑に関しては『神社新報』が直後に詳報している⁵⁷⁾。同じ号には山谷のコラムも掲載された。この中で山谷は質疑を振り返りつつ、次のとおり述べている。「特定の考え方をもち政治家や学者は三十年以上に亘って“陵墓公開運動”や“仁徳天皇陵を世界遺産に！をスローガンとして発掘調査をさせよう”との運動を展開してきている。今後の世界遺産登録へのプロセスを注意深く見ていかねばならないと感じている。」⁵⁸⁾

応神天皇陵古墳に隣接する誉田八幡宮の中盛秀宮司も、2011年に日本経済新聞記者の取材に対して、世界遺産登録のために行われる調査への懸念を示していた。その記事には次のとおり書かれている。「神社と氏子にとって、同古墳〔引用者注：応神天皇陵古墳のこと〕はご神体に等しい。「世界遺産になるのは誇らしいが、(調査対象として)いじくり回されたくない気持ちも分かってほしい」。宮司の中盛秀さん(56)は戸惑い気味に話している。」⁵⁹⁾

筆者は2018年、中宮司に聞き取りを行い、世界遺産登録についての考えを尋ねた。宮司は筆者に対して「観光対象になるのはいかななものか。当社は御陵をお守りしてきた。我々は信仰を守る側であって、観光目的の人が来ては困る。周辺は住宅地であり、様々な国の人が来て地元の静寂が破

られるのではないかと心配している」と語った。一方で、宮司が筆者に繰り返し強調したのは、「決して応神天皇陵の世界遺産登録に反対しているのではない」ということである。中宮司は「5世紀の墓が現在まで残り、宮内庁の下で維持されていることが世界に知られるのは良いことだ」と話す。世界遺産登録に際して天皇陵の呼称が問題になっていることについては、「考古学のことはよくわからないが、我々は御陵と呼ぶ。古墳とは絶対に言わない。そもそも「古墳」とは被葬者が不明なものへの呼称であり、「誉田御廟山古墳」と呼ばれるのは心外だ」と語っている。

ただ、先述のとおりイコモスは2018年の現地視察でも宮内庁による従来の陵墓管理のあり方を評価しており、発掘などの「静安と尊厳」を妨げる調査を要求することはなかった。百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録について、『神社新報』は2019年7月15日付の2面で第一報を伝えたが、この記事では論評を避けている⁶⁰⁾。しかし7月22日付の次号では、前出の津村の質問主意書に対する政府答弁書の内容を1面で報じ、宮内庁が従来の陵墓の管理方針に変わりがないことを確認し、陵墓の治定の見直しを考えていないとしたことを強調している⁶¹⁾。同日付の2面には質問主意書と政府答弁書の全文を掲載しており、同紙が登録そのものよりもこの影響で天皇陵の扱いが変化するかどうかに大きな関心を寄せていることが伺える。

これ以降『神社新報』には、天皇陵古墳の世界遺産登録を問題視する論調はみられない。宮内庁による従来の陵墓管理や皇室による祭祀に異を唱えなかったイコモスやユネスコの姿勢に安堵したのかもしれない。2020年には、大阪府神社庁第十支部の一行が天皇の即位と百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を奉祝して、仁徳天皇陵に参拝したことを報じている⁶²⁾。

それでは現在、神社本庁は百舌鳥・古市古墳群の天皇陵古墳の世界遺産登録についてどのように考えているのだろうか？これに関して、神社本庁広報国際課の担当者は2020年9月、筆者の電話での聞き取りに対し、世界遺産登録に関して神社本庁としては見解を出していないと回答したが、個人的見解として次のように語った。

「宮内庁が言っているとおり、静安と尊厳が保持されることに尽きる。大事なのは登録云々ではなく、やはり陵墓の静謐な環境が守られていくことである。それが担保されていれば、登録されようがそうでなかろうが〔問題ではない〕というところだ。山谷先生の国会質問は登録前の話である。調査によって尊厳が損なわれる恐れがあるという発言であり、登録するかしないかということではなかったと思う。登録により陵墓が観光地化され、尊厳が損なわれていくのであれば当然反対していくであろうし、それが守られていくのであれば、こちらとして目くじらを立てることはない。やはり観光地ではなく陵墓なのだということだ。」このように、世界遺産登録そのものには賛成でも反対でもないが、そこに含まれる天皇陵古墳はあくまでも皇室の祖先を祀っている陵墓であり、観光地化によりその静安と尊厳が脅かされるのであれば容認できないという立場である。

V. むすびにかえて

ここまで見てきたように、天皇陵古墳は皇室による祭祀が行われている「聖域」であり、その静安と尊厳を守るため、宮内庁によって一般の立ち入りが禁じられている。皇室を崇敬する神道界の人々も、同様にここを聖域とみなしている。宮内庁や神道界では、世界遺産登録に際してイコモスやユネスコから百舌鳥・古市古墳群の天皇陵古墳の公開範囲拡大や発掘調査を求められることが危

惧されていたが、結局このような要求はなされなかった。今後も天皇陵古墳は引き続き「聖域」として宮内庁が管理していくことになる。

世界遺産登録運動が進展し、登録が現実味を帯びてくるにつれ、宮内庁や神道界で登録を懸念する声は次第に小さくなっていったという印象を受ける。その背景の一つに、イコモスやユネスコが従来の陵墓の管理や祭祀のあり方に理解を示したことが挙げられる。しかし、おそらくそれだけが理由ではない。国内や地元で世界遺産登録への期待感が高まってくると、これに対する反対や懸念の声を上げることは困難になっていく。当初消極的であった宮内庁は、2015年までの間に条件付きの協力姿勢に転じた。問題視していた神社本庁や誉田八幡宮宮司ら神道界の人々も、この頃には概ね静観の態度をとるようになる。

一般的に、世界遺産登録への懸念を抱いていても、登録を進めようとする大勢の人たちに対して明確な反対意見を述べるのは容易なことではない。それはおそらく、周囲からの同調圧力だけが理由ではない。「地域や国の誇りである世界遺産」という意味づけは、そこを聖域視している人々にとっても、言下に否定することが難しい性格をもっている。同様の背景は、新林が論じた四国遍路の事例や、松井が論じた潜伏キリシタン関連遺産の事例にも見出すことができるかもしれない。

このように、天皇陵古墳に対する「地域や国の誇りである世界遺産」という意味づけは、宮内庁や神社関係者にとっても、正面からの批判が難しい。しかし彼らは、天皇陵が「文化財」や「観光地」として扱われることに対してはしばしば明確に懸念や反対の考えを表明している。神道界には、陵墓を「文化財」とみなす歴史学に対する強い不信感や警戒心が存在している。天皇陵が「観光地」として扱われることに対しても、彼らの懸念は尽きない。実際、世界遺産登録の直後には仁徳天皇陵古墳への来訪者が急増したという⁶³⁾。2020年度はコロナ禍の影響で一転して減少が見込まれるものの、今後そこからの回復と観光地化の進展に伴い「静安と尊厳」が脅かされる可能性は依然として存在する。百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会委員の宗田好史は、コロナ禍により「世界遺産登録の熱狂と混乱」が消え去ったと指摘したうえで「今こそ、陵墓にふさわしい参拝の形が議論されてもいい」と述べている⁶⁴⁾。

本稿では、百舌鳥・古市古墳群の天皇陵古墳を「聖域」とみなしている宮内庁や皇室、神社関係者に焦点を当て、彼らの言行や意味づけについて考察した。しかし、これらを「聖域」とみなしているのは彼らだけではない。ほかにも皇室崇敬者や天皇陵巡拝者など様々な人々が参拝に訪れているが、本稿では紙幅の関係で詳述することはできなかった。先述のとおり、これらの天皇陵古墳に与えられた主な意味としては「聖域」のほかに「地域や国の誇りである世界遺産」、「観光地」、「文化財」を挙げることができる。これら3種類の意味に関しても、本稿で詳細に分析することができなかった。今後の論考ではこれらについても明らかにしたうえで、4種類の意味の相互関係をあらためて考察したい。

[付記] 本研究の調査にご協力くださいました皆様には心より御礼申し上げます。本研究の骨子は、2019年3月の日本地理学会春季学術大会（於・専修大学）にて発表した。本研究には、JSPS 科研費（基盤研究（C）、課題番号：19K12572）ならびに福岡大学研究助成（課題番号：184001）の一部を使用した。

注

- 1) 天皇陵古墳に対する呼称は、これをどのように捉えるのかという立場の違いによって異なる。後述のとおり、歴史学界では現在、古墳に被葬者名を冠することは少ないが、本稿では原則として、世界遺産で使われている「○○天皇陵古墳」という呼称を用いる。
- 2) 外池 昇 (2019)『天皇陵―「聖域」の歴史学―』、講談社、286-300 頁。
- 3) 藤村健一 (2016)「京都の拝観寺院の性格をめぐる諸問題とその歴史的経緯―とりわけ古都税紛争に着目して―」、立命館文学、645、64-79 頁。
- 4) 世界遺産登録への受け止め方には各寺院で濃淡があり、ホームページで登録について一切言及していない寺院もある。また、登録による観光客の顕著な増加は見られなかった(前掲3)、66-67 頁)。
- 5) 新林智典 (2016)「『四国遍路』の世界遺産登録運動にみる文化景観の意味変容」、地理学報告(愛知教育大学)、118、17-29 頁。
- 6) 松井圭介 (2019)「潜伏キリシタンは何を語るか―「長崎の教会群」をめぐる世界遺産登録とツーリズム―」、地理空間、11 (3)、253-267 頁。
- 7) 藤村健一 (2021)「世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の天皇陵古墳に付与された意味」、考古学ジャーナル、751、39-43 頁。
- 8) 前掲2)、287 頁。
- 9) 大阪歴史学会・京都民科歴史部会・考古学研究会・古代学研究会・史学会・地方史研究協議会・奈良歴史研究会・日本考古学協会・日本史研究会・日本歴史学協会・文化財保存全国協議会・歴史科学協議会・歴史学研究会・歴史教育者協議会 (2019)「百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録決定に関する見解」、考古学研究、66 (3)、18 頁。
- 10) ①高木博志 (2000)「近代の文化財行政と陵墓―皇霊と皇室財産の形成を論点に―」、陵墓限定公開二〇回記念シンポジウム実行委員会編『日本の古墳と天皇陵』、同成社、115-131 頁。②高木博志 (2010)『陵墓と文化財の近代』、山川出版社、100-105 頁。
- 11) ①前掲10) ②、10 頁。②高木博志 (2012)「陵墓の近代と「国史」像―文化財と「伝説」を通じて―」、陵墓限定公開30回記念シンポジウム実行委員会編『「陵墓」を考える―陵墓公開運動の30年―』、新泉社、171-173 頁。
- 12) 外池 昇 (2010)「『神社新報』にみる陵墓をめぐる論調―仁徳天皇陵発掘計画と高松塚古墳発掘―」、日本常民文化紀要、28、151-180 頁。
- 13) 前掲2)、300 頁。
- 14) 山田邦和 (2002)「天皇陵問題の考古学的検討」、花園大学人権教育研究室編『記号化する差別意識と排除の論理』、批評社、150 頁。
- 15)「衆議院議員津村啓介君提出宮内庁によって陵墓に治定された古墳に関する質問に対する答弁書」(2019年7月5日付)。
- 16) 前掲2)、289-292 頁。
- 17) 福尾正彦 (2019)『陵墓研究の道標』、山川出版社、157-158 頁。
- 18) 前掲2)、172-186 頁。②前掲17)、237-240 頁。
- 19)「天皇・皇后両陛下 履中天皇陵に御参拝」神社新報2005年8月29日付。
- 20)「應神天皇山陵千七百年式年祭の儀」、「應神天皇山陵千七百年式年祭の儀 次第細目」、「應神天皇山陵千七百年式年祭の儀 参列者名簿」。なお、「名簿」によれば参列者は計44名だが、うち22名については氏名・所属が黒塗りされており、確認できない。
- 21)「天皇陛下出御のもと 應神天皇千七百年式年祭」神社新報2010年4月12日付。
- 22)「全国八幡宮連合 遙拝・祭典呼びかけ」神社新報2010年3月22日付。
- 23) ICOMOS (2019) *Advisory Body Evaluation, Mozu-Furuichi Kofun Group: Mounded Tombs of Ancient Japan (Japan) No 1593* (<https://whc.unesco.org/en/list/1593/documents/> 2020年9月12日閲覧), p. 146, p. 152.
- 24) 森 浩一 (2000)「仁徳陵から大山古墳へ―私の考古学人生と陵墓―」陵墓限定公開二〇回記念シンポジウム実行委員会編『日本の古墳と天皇陵』、同成社、24-25 頁。

- 25) ①岡本健一 (1994) 「天皇陵はなぜ発掘できないのか?—知恵と勇気をふるって「平成の治定」を一」、水野正ほか『愛蔵保存版「天皇陵」総覧』、新人物往来社、71頁。②石部正志 (1997) 「拜啓明仁天皇陛下—天皇陵を発掘させてください—」、新潮 45、16 (1)、238頁。③藤田友治 (2002) 「「天皇陵」の発掘と科学的調査—日本古代史の謎の解明—」、社会運動、271、66頁。④後藤 真 (2009) 「情報公開制度と陵墓—現用文書の利用をめぐる—」、歴史学研究、857、46頁。⑤関口和哉 (2020) 「世界遺産登録と天皇陵古墳」、本郷、146、23頁。
- 26) 竹内義治 (2010) 「宮内庁調査官が明かす「896の聖域」天皇陵の真実」 *NIKKEI STYLE* (<https://style.nikkei.com/article/DGXBZO18843180V21C10A1000000/> 2020年9月12日閲覧)。
- 27) 『第百十二回国会衆議院予算委員会第一分科会議録』、1 (1988年3月9日)、12頁。
- 28) 例えば、①『第百三十六回国会参議院内閣委員会会議録』、3 (1996年3月26日)、4頁。②『第百五十四回国会衆議院決算行政監視委員会第一分科会議録』、1 (2002年4月8日)、57-59頁。
- 29) 前掲15)。
- 30) 宮川 渉 (2018) 『よみがえる百舌鳥古墳群—失われた古墳群の実像に迫る—』、新泉社、190-192頁。
- 31) 2019年9月15日の「百舌鳥・古市古墳群世界遺産登録記念シンポジウム」(百舌鳥・古市古墳群世界遺産登録推進本部会議主催)のパネルディスカッションでの発言。
- 32) 「皇太子殿下が記者会見」神社新報1990年3月5日付。なお同紙の記事は歴史的仮名遣いで書かれているが、本稿への引用に際し、現代仮名遣いに直した(以下同様)。
- 33) 『第百九十三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録』、1 (2017年2月22日)、39頁。
- 34) 百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議ウェブサイト (<http://www.mozu-furuichi.jp/jp/conference/council.html> 2020年9月12日閲覧)。
- 35) 『百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—』2018年、263頁。
- 36) 前掲23)、p. 152。
- 37) 「イコモスの視察 文化庁「好感触」朝日新聞大阪市内版2018年9月19日付朝刊。
- 38) 「49基 驚きの`満額回答、百舌鳥・古市古墳群」神奈川新聞2019年7月7日付。
- 39) 「百舌鳥・古市古墳群が世界遺産一覧表に記載」神社新報2019年7月15日付。
- 40) 津村啓介 (2019) 「宮内庁によって陵墓に治定された古墳に関する質問主意書」(6月21日付)。
- 41) 前掲15)。
- 42) ①吉田誠一 (2015) 「ニュースアップデート「百舌鳥・古市」の再挑戦」読売新聞大阪本社版7月19日付朝刊。②古野英明 (2019) 「宮内庁の心溶かした“純水”な思い 仁徳天皇陵…世界遺産化に秘話」産経ニュース6月3日付 (<https://www.sankei.com/premium/news/190603/prm1906030002-n1.html> 2020年9月12日閲覧)。
- 43) 『観光立国推進基本計画』2017年、20-21頁。
- 44) 島藺 進 (2010) 『国家神道と日本人』、岩波書店、196-197頁。
- 45) 神社本庁教学研究室編 (1980) 『神社本庁憲章の解説』、神社本庁、6頁。
- 46) 前掲12)。
- 47) 「旧方針との相違三点 陵墓立入りに新方針」神社新報2007年3月5日付。
- 48) 「宮内庁新方針 陵墓はピラミッドではない」神社新報2007年3月12日付。
- 49) 「堺市が陵墓参考地を一般公開 静謐さに危惧の声も」神社新報2008年12月8日付。
- 50) 「検証本庁60年(第11回)」神社新報2006年3月20日付。
- 51) 神原靖夫 (2000) 「これで良いのだろうか「神」を畏れぬ考古学」神社新報9月18日付。
- 52) 大司満邦 (2007) 「天皇陵があぶない」神社新報11月12日付。
- 53) 山谷えり子 (2011) 「応神陵古墳への立ち入り調査に関する質問主意書」(3月1日付)。
- 54) 塚田穂高 (2015) 『宗教と政治の転軸点—保守合同と政教一致の宗教社会学—』、花伝社、32-33頁。
- 55) 同懇談会は約300名の国会議員を擁するが、会員の立場は多様であり必ずしも一枚岩ではない。例えば、会員の河野太郎衆議院議員(自由民主党)は、2016年のブログの中で陵墓の治定の見直しを提言した (<https://www.taro.org/2016/07/ 陵墓を守る .php> 2020年9月12日閲覧)。河野は2020年には皇位継承のあり方として女系天皇も検討する必要性を訴えて話題になったが、神社本庁や神道政治連盟は女系天皇に

反対である。

- 56) 『第百七十回国会参議院内閣委員会会議録』、2 (2008年11月20日)、29-31頁。
- 57) 「陵墓の特性を質問 内閣委で山谷委員」神社新報2008年12月8日付。
- 58) 山谷えり子 (2008) 「杜に想ふ 陵墓の静謐」神社新報12月8日付。
- 59) 竹内義治 (2011) 「「天皇陵入場」唯一の祭り 渡御の神事、しずしずと」*NIKKEI STYLE* (<https://style.nikkei.com/article/DGXBZO34800230U1A910C1000000/> 2020年9月12日閲覧)。
- 60) 前掲39)。
- 61) 「山陵などに関して政府が答弁書「静安と尊厳の保持が最も重要」」神社新報2019年7月22日付。
- 62) 「仁徳天皇山陵へ参拝 御即位・世界遺産を奉祝」神社新報2020年3月9日付。
- 63) 伊藤聖浩・十河良和・三好 玄・山田幸弘・白神典之 (2020) 「座談会 百舌鳥・古市古墳群—世界遺産へのあゆみとこれから—」、大阪春秋、177、15頁。
- 64) 宗田好史 (2020) 「参拝、継承のあり方 議論の時」毎日新聞大阪本社版6月20日付夕刊。

(福岡大学人文学部准教授)

Meanings of Tenno-ryo Kofun on Mozu-Furuichi Kofun Group, a World Heritage,
as 'Sacred Areas' Mainly from the Viewpoint of the Imperial Household Agency,
the Imperial Family, and Adherents of Shinto

by
Ken'ichi Fujimura

In 2019, UNESCO inscribed Mozu-Furuichi Kofun Group, in Osaka prefecture, on the World Heritage List. This group has six tenno-ryo kofun including Nintoku-tenno-ryo Kofun and Ojin-tenno-ryo Kofun. Tenno-ryo are graves of the ancestors of the Emperor (Tenno). Kofun are mounded tombs made by piling earth in ancient Japan.

We can classify meanings of these tenno-ryo kofun into four categories: 'the World Heritages as the pride of our region/country', 'tourist sites', 'sacred areas', and 'cultural properties'. The author focuses on persons who regard them as sacred areas. They mainly consist of officials of the Imperial Household Agency, the Imperial Family, adherents of Shinto, venerators for the Imperial Family, and pilgrims to tenno-ryo. In this thesis, the author discusses meanings by the Imperial Household Agency, the Imperial Family, and adherents of Shinto.

Tenno-ryo kofun are sacred areas, where the Imperial Family performs Shintoistic rituals of ancestor worship. The Imperial Household Agency forbids citizens to enter tenno-ryo kofun in order to keep their silence and dignity. Adherents of Shinto, who often venerate the Imperial Family, regard tenno-ryo kofun as sacred areas. The Imperial Household Agency and adherents of Shinto worried about possibility of request of UNESCO and ICOMOS to open tenno-ryo kofun to the public and to excavate them in order to inscribe them on the World Heritage List, however UNESCO and ICOMOS had never made such requests. Now they do not object to regarding these tenno-ryo kofun as the World Heritages any longer. On the other hand, a lot of them object to regarding these tenno-ryo kofun as tourist sites or cultural properties.